

4日保第 2183 号
令和5年2月7日

日進市国民健康保険運営協議会
会長 青山 雅道 様

日進市長 近藤 裕貴

日進市国民健康保険税について(諮問)

日進市国民健康保険運営協議会規則第2条第1項の規定により、下記の事項について、貴協議会の意見を求めます。

記

諮問事項

令和5年度日進市国民健康保険税について

諮問の趣旨

国民健康保険制度は、平成 30 年度の県単位化により、都道府県が財政運営の責任主体となることで国保制度の安定化が図られています。

県単位化以降、本市の保険税水準は、県が示す標準保険料率と比較して低いことから、その乖離を解消するため、計画的・段階的に税率改定を行いつつ、赤字補填を目的とした法定外繰入金についても削減を行ってきました。また、令和3年度には、「国民健康保険税改定方針」を策定し、運用基金の有効活用及び計画的な保険税見直しの見える化を図ったところであります。

令和5年度国民健康保険事業費納付金は、保険給付費の増加等により増額となっており、これに伴い標準保険料率についても上昇していますが、「国民健康保険税改定方針」を踏まえ、令和5年度国民健康保険税を据え置くことについて、慎重なるご審議の上、ご答申くださいますようお願いいたします。

<事務局>

健康福祉部保険年金課国保年金係

電話 0561-73-1420

電子メール hoken@city.nisshin.lg.jp

令和5年度日進市国民健康保険税については、据え置きとする。

また、地方税法施行令が改正された場合は、賦課限度額を現在の102万円から同施行令に規定される104万円に引き上げる。

内 訳

・所得割率

	令和4年度	令和5年度
基礎課税分	5.80%	5.80%
後期高齢者支援金等課税分	2.05%	2.05%
介護納付金課税分	2.20%	2.20%
合 計	10.05%	10.05%

・均等割額

	令和4年度	令和5年度
基礎課税分	23,000円	23,000円
後期高齢者支援金等課税分	6,900円	6,900円
介護納付金課税分	11,000円	11,000円
合 計	40,900円	40,900円

・平等割額

	令和4年度	令和5年度
基礎課税分	23,000円	23,000円
後期高齢者支援金等課税分	3,000円	3,000円
介護納付金課税分	6,200円	6,200円
合 計	32,200円	32,200円

・賦課限度額

	令和4年度	令和5年度
基礎課税分	65万円	65万円
後期高齢者支援金等課税分	<u>20万円</u>	<u>22万円</u>
介護納付金課税分	17万円	17万円
合 計	<u>102万円</u>	<u>104万円</u>